

CLOSE UP
福祉



共に支え合うまちをめざして
障害福祉サービスの紹介

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づいて行われる支援の総称です。

支援の種類は日常生活の介護支援を行う「介護給付」と自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」の2つに大別されます。

■どんな人が使えるの?

身体や知的、精神に障害がある方や特定の疾患(難病)の方、障害児の方が対象です。

■どんな時に利用できるの?

○家族だけでは入浴や排泄の介助が大変になった
○介護者が不在のときなどに、一時的に施設で預かってほしい
○働きたいけどどうすればいいか教えてほしい
○視力障害があり、外出の付き添い、代読をしてほしいなど

※掲載しているサービス内容は一部です
※障害の種類・支援区分等で利用できるサービスが異なります

■費用はどのくらいかかるの?
所得状況やサービス等によって金額は異なりますが、原則サービス利用料金の1割をご負担いただきます。

■利用したい場合は?

申請手続き等が必要ですので、詳しくは福祉事務所までお問い合わせください。



ご本人や
支援者の方のための情報誌
「福来楽」を
作成しました!
欲しい方は福祉事務所へ
お声かけください。

問 福祉事務所 ☎57-8509
FAX 56-1148

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP
環境

飼い犬との散歩マナーについて
考えてみませんか?

飼い犬との散歩のマナーについて、相談が寄せられています。ペットも地域の人たちも気持ちよく暮らせるまちにしましょう。

■放し飼いは絶対ダメ!

犬の飛び出しやかみつき事故など、人も犬もけがをする危険があります。また、リードが長すぎるとすぐに制御するのが難しくなります。散歩には、適切な長さのリードを必ず付けてから行きましょう。

■フンの片づけは飼い主が!

フンを放置するにおいや汚れでほかの人の迷惑になります。散歩に行く時は、犬のフンを片付ける道具を必ず用意し、フンをしたらすぐきれいに片付けましょう。

■犬のフンにお困りの方は...

市役所では犬のフン害防止看板の貸し出しを行っています。お困りの状況も合わせてご相談ください。



■条例で決まりがあることを知っていますか?

「香南市ゴミ捨て防止条例」第8条で、犬をリード等をつなぐことや、フンを片付ける道具を持つこと、犬がフンをしたら飼い主が片付けることなど、飼い犬を屋外で運動させる場合について定めています。

違反すると3万円以下の罰金が科せられます。

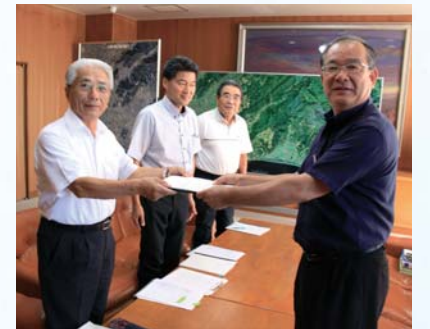
問 環境対策課 ☎57-8508

香南市役所
伝言板

香南市の取り組みや事業を紹介するコーナーです



8月25日(金) 監査委員事務局 ☎57-8514
監査委員から意見書が提出されました



市監査委員から平成28年度各会計決算の審査意見書、健全化判断比率および資金不足比率審査意見書が市長に提出されました。

各意見書は、7月7日から8月9日にわたり、3人の市監査委員が各会計の歳入歳出決算書や附属書類の検査、関係職員の聴取を実施し、審査した結果に基づいて作成されたものです。

平成28年度決算は各会計ともおおむね適正であると認められ、この意見書を付して9月定例議会に議案として提出し、決算審査特別委員会に付託される予定です。

審査の詳しい結果など、各意見書等は、市ホームページに掲載しています。

不審な電話にご注意ください!

市役所職員や消防署員を装い、個人情報聞き出そうとする電話がかかる事例が発生しています。特殊詐欺につながる場合もありますので、「名前を名乗らない」「電話番号が非通知になっている」「内容が怪しい」などの電話には十分にお気を付けてください。



■実際にあった内容

「独り暮らしか?」「保険の還付金申請があるので取引銀行や通帳番号を教えてください」など

①不審な電話がかかってきたり疑問や不安を感じたりしたら下記へご相談ください。

■連絡先

商工水産課 ☎57-7520
南国警察署 ☎088-863-0110
県立消費生活センター ☎088-824-0999

「高知広域連携中枢都市圏ビジョン(原案)」についてご意見を募集します 企画財政課 ☎57-8502

本市では、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とし、高知市を中心として高知県内の全市町村で「連携中枢都市圏」を形成するための協議を進めています。

この連携中枢都市圏において、圏域が目指す将来像や今後5年間(平成30~34年度)の具体的取組等を記載した「高知広域連携中枢都市圏ビジョン」を策定することとしており、ビジョン(原案)について、市民の皆さんの意見を募集します。

■募集方法等

- 意見募集期間...平成29年10月3日(火)~10月27日(金) 必着
- 原案の閲覧場所...企画財政課、各支所、市ホームページ
- 意見書の提出先および方法...
電子メール、FAX、郵送、指定する場所へ直接持参
・電子メール...kikakuzaisei@city.kochi-konan.lg.jp
・FAX...0887-56-0576
・郵送...〒781-5292 香南市野市町西野2706 香南市企画財政課あて
・持参...企画財政課(本庁舎3階)・支所窓口
- 問い合わせ先...企画財政課 企画統計係

▼意見募集に関する注意点

- 住所・氏名・電話番号を記入し、電子メール・FAX・郵送・持参のいずれかで提出してください。口頭や電話での提出は不可としています。書式の定めはありません。
- いただいたご意見は取りまとめ、内容を市のホームページで公表します(ご意見に対する市の考え方や、修正を行った場合はその内容をお知らせします)。ただし、個々のご意見に対して提出者に直接回答を行うことはしませんので、あらかじめご了承ください。なお、公表にあたって住所・氏名等を公表することはありません。